

陸 上 幕 僚 長  
 海 上 幕 僚 長  
 航 空 幕 僚 長  
 各 方 面 総 監  
 中 央 即 応 集 団 司 令 官  
 陸 上 自 衛 隊 各 部 隊 長  
 陸 上 自 衛 隊 各 機 関 の 長  
 海 上 自 衛 隊 各 部 隊 の 長  
 海 上 自 衛 隊 各 機 関 の 長  
 航 空 自 衛 隊 防 衛 大 臣 直 轄 部 隊 長  
 航 空 自 衛 隊 機 関 の 長  
 自 衛 隊 情 報 保 全 隊 司 令  
 自 衛 隊 指 揮 通 信 シ ス テ ム 隊 司 令  
 統 合 幕 僚 学 校 長

殿

統合幕僚長  
 (公印省略)

緊急事態等の発生又は認知した場合の速報を実施する際の統合幕僚監部における速報受付部署について（通知）

標記について、平成29年3月27日より下記のとおり実施することと定めたので通知する。

なお、統幕運1第552号（20.12.1）は廃止する。

## 記

### 1 速報受付部署

緊急事態等が発生した際の速報について（防官文第2623号。20.3.7）第1項に定める緊急事態等（以下「緊急事態」という。）が部隊等で発生又は認知した際において、当該緊急事態が統合幕僚監部（以下「統幕」という。）の所掌する事務である場合の速報先は、第1報にあつては緊急事態等の

分類番号：J0-J04

保存期間：5年

保存期間満了日：34.3.31

種類に係らず運用部運用室運営班（勤務時間外は初動対応班）とする。

この際、統幕所掌事務に該当するか否か判断を迷う場合については、該当すると判断するものとして速報を実施することとする。

## 2 速報要領等

- (1) 原則、緊急事態等が発生又は認知した時は、迅速性を優先し、それまでに判明した事項を取りまとめ第1報として運用部運用室運営班（勤務時間外は初動対応班）に対し速報する。

逐次判明した事項については、第2報等として緊急事態等の種類に応じた統幕主管部署に対し報告する。この際、主管部署が不明確な場合は、運用部運用室運営班（勤務時間外は初動対応班）に対して確認するものとする。また、課業時間外において主管部署に直接連絡できない場合は初動対応班に対して報告するものとする。

- (2) 報告事項（第1報）（基準）

- ア 報告部隊名
- イ 緊急事態等の種類
- ウ 時期又は日時
- エ 緊急事態等の発生場所
- オ 緊急事態等の関係部隊、関係者
- カ 緊急事態等の概要
- キ その他参考となる事項

※ 第1報の報告事項を完備できない場合は、報告できない事項を省略して報告し、その報告事項が整い次第追報するものとする。

- (3) 速報手段

第1報にあつては電話、FAXのいずれかの手段により速報を実施するものとする。この際、FAXにより速報を実施する場合は、速報先に内容が確実に伝わったか否かを確認するものとする。

第2報以降にあつては、電話、FAX、メール等の各種手段により、緊急事態の内容に応じ、迅速性、効率性、確実性、秘匿性等を十分考慮し、適切な手段を用いて行うものとする。

## 3 速報先（第1報）

- (1) 自動即時電話

8-6-30372、30374

- (2) 統合電話（秘匿）

8-6-30377

- (3) FAX

8-6-30378

(4) F A X (秘匿)

8 - 6 - 3 0 3 7 3

※ 第2報以降の報告先は主管部署より別示するものとする。

写送付先：大臣官房文書課長